

# 外国検査機関の検査データの受け入れについて

消防庁予防救急課 国際規格対策官 小林 恭一

## はじめに

昨年12月15日、消防庁次長から日本消防検定協会理事長あてに「外国検査機関の指定について」が通知され、昭和59年4月27日の経済対策閣僚会議の決定に基づいて進められていた外国検査機関の検査データの受け入れのための制度的対応が一段落した。

この措置については、「外国製品が、外国の検査機関の試験をパスすれば検定協会における検定を受けずにそのまま日本に輸入できるのではないか。」といった誤解があるようなので、本稿では、今回の措置全体の仕組みとその考え方について解説することとしたい。

## 1 外国検査機関の検査データ受け入れの経緯

外国の検査機関の検査データの受け入れについては、昭和58年1月に政府部内に設けられた「基準認証制度等連絡調整本部」によって同年3月26日に決定された「基準認証制度の改善について」の中で、「3. 外国検査データの受入れ促進」として「外国の検査機関又は企業において行われた試験結果及び検討結果については、特に支障のない限り当該結果の信頼性を確認しつつ、受入れを行う。」とされたのが端緒である。

この際には、具体的な幾つかの法律について政府として受入れを宣言しているが、消防用機械器具等の検定制度については、実際の事案がなかったためもあり、具体的な制度化には至らなかった。

その後、世界各地で日本の工業製品が貿易摩擦を激化させる中で、昭和59年4月27日、経済対策閣僚会議が、対外経済対策の一環として「基準認証制度改善の一層の促進について」を決定し、その中で「1. 外国検査機関の積極的活用」として、「次の法律の認証制度に係る検査において、外国事業者が我が国の認証を一層容易に取得し得るようにするため、検査能力等

に関し一定の要件を満たす外国検査機関の検査データを受け入れることとし、昭和59年中に、検査能力等の要件、受入れ方式等について当該認証制度に即した明確なガイドラインを作成、公表する。」とし、前年の「外国検査データの受入れ促進」を政府全体としてさらに一歩進めることとなった。

この時点で消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、計量法、電気用品取締法、高圧ガス取締法、工業標準化法（以上通商産業省所管）、農業機械化促進法、家畜改良増殖法（以上農林水産省所管）及び食品衛生法（厚生省所管）など9法律については、すでに法令改正等を行うとともにガイドラインを作成しており、また、この決定を受けて飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、船舶安全法、道路運送車両法、公衆電気通信法、電波法、労働安全衛生法、消防法など8法律について、必要な制度改正、ガイドラインの作成などが行われることとなった。

消防庁では、この決定に基づき、昭和59年9月21日に消防法施行令を、また同年9月27日に消防法施行規則を改正して、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が外国検査機関が行った検査結果を活用する途を制度上担保するとともに、同年12月15日、協会が検査結果を受け入れることのできる外国検査機関の要件等について、いわゆるガイドラインを示し、昭和60年4月1日からの施行に向けてスタートすることとなった。

## 2 外国検査データの受入れの仕組み

### (1) 外国検査機関の指定

外国検査機関と一口に言っても、その能力やデータの信頼性については様々である

と考えられるので、検査能力が十分あり、公平性が期待できる検査機関でなければ、その検査データを受け入れるべきではあるまい。

今回の制度改正では、外国検査機関の申請に基づき、協会がその検査機関の検査能力、公平性等について審査を行い、適格であると認める場合に、当該検査機関を指定して、協会との間で、検査データの受入れに関する契約を締結することとしている。

外国検査機関の指定の基準としては、消防法施行規則第43条第2項で絶対的欠格事由を示し、さらに「ガイドライン」において、その詳細を示す形をとっているが、基本的には検査業務を適正かつ確実に実施するために必要な技術的能力（組織・人員・検査設備・日本の消防法の技術上の規格についての研修体制等）及び経理的基礎並びに公平性をおよびやす要因が存在するか否か等である。

## (2) 外国検査機関の役割と協会の役割

協会が受入れる外国検査データは、日本の消防法の技術上の規格に基づいて行われた検査結果だけである。

従って、協会と契約を結んだ外国検査機関は、当該品目について、日本の消防法の技術上の規格を理解し、その検査方法等を修得する必要がある。その修得の方法は契約によって定められることとなるが、たとえば実務担当者の研修等の形をとることとなる。

このような方法は、繁雑に見えるかも知れないが、国内で流通する消防用機械器具等の規格の一元性を守るという観点から、消防法上やむをえないものである。このような繁雑さは、ISOによって国際規格が制定され、各国が自国の規格をそれに合わせた段階で当然解消されるはずのものである。

また、このような方法をとる関係上、協会が受入れることを予定している検査データは、該当する消防用機械器具等にかかるすべての検査項目に関するデータであり、一部の検査結果だけを受入れることとなる

ような契約をすることは予定していない。

協会は、外国の事業者から、指定した外国検査機関が行った日本の消防法の技術上の規格に基づく検査結果を添付して型式試験の申請があった場合には、添付された検査結果と見本品によって型式試験を行い、その結果を申請者に通知することとなる。

型式試験の手数料が、外国検査データが添付されている場合に5分の1に減額されているのは、以上のような外国検査機関の役割と協会の役割を勘案した結果である。なお、外国事業者が外国検査機関に検査を依頼する場合には、当然検査費用が別途必要となるはずであるが、これについては日本側から関与するものではない。

なお、個別検定についても、協会が行うのと同様の検査を外国検査機関が行い、その検査結果を協会が判断することにより検定を行うこととなる。

## (3) 外国検査データ受入れの仕組

検定制度の現行の仕組と外国検査データを活用する場合の仕組は、図一1及び図一2のとおりである。前(1)(2)やこの図からもわかるように、外国検査データの受入れは、あくまでも日本の消防法の検定制度の枠内で、外国事業者が日本の検定を受けやすくするための仕組であり、決して現行の検定制度を超えた超法規的なものではないということとは当然のことである。

図1. 現行制度

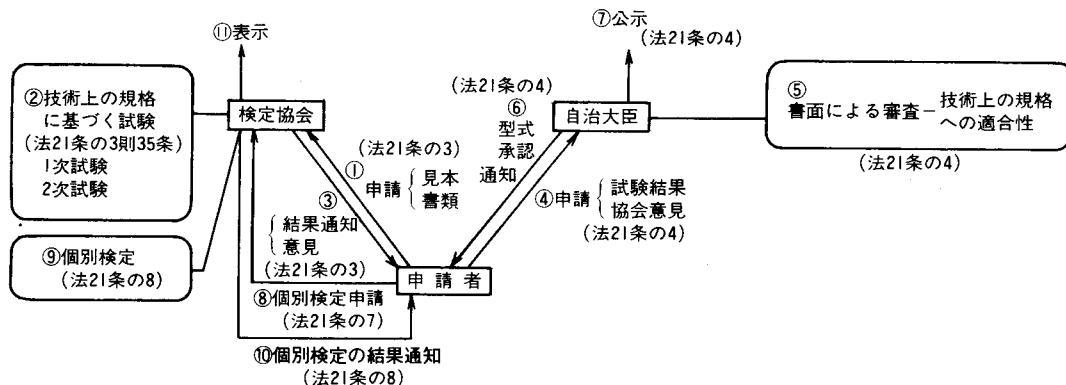


図2. 外国検査機関を活用する場合

